

# 参議院内閣委員会会議録第十三号

第一百三回会

昭和六十三年十二月二十日(火曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

十二月九日

辞任

木富 和彦君  
猪熊 重二君

十二月十日

辞任

岡野 裕君  
山口 哲夫君

十二月十九日

辞任

木富 和彦君  
猪熊 重二君

理 事

出席者は左のとおり。

大城 真順君  
板垣 正君  
名尾 良孝君  
永野 茂門君  
久保田 真苗君

大島 友治君  
大浜 方栄君

岡田 広君

亀長 友義君

古賀雷四郎君

桧垣徳太郎君

菅野 久光君

野田 館田

柳澤 忠雄君

春子君

練造君

事務局側

人事院総裁  
人事院事務総局  
給与局長  
総務庁長官官房  
長官官房  
審議官  
兼内閣審議官  
総務庁人事局長  
防衛庁防衛局長  
防衛庁人事局長  
防衛庁経理局長  
防衛庁装備局長  
防衛庁防衛局長  
防衛庁人事局長  
防衛庁経理局長  
防衛庁装備局長  
文部大臣官房長  
部防衛施設庁総務  
常任委員会専門  
事課長  
文部大臣官房人  
自治省行政局公  
務員部給与課長

原 度君

弘法堂 忠君

奥田與志清君

松田 研一君

説明員

國務大臣  
内閣委員会会議録第十三号 昭和六十三年十二月二十日【参議院】

○一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公

務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付) ○特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○委員長(大城真順君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。去る十二月九日、木富和彦君及び猪熊重二君が委員を辞任され、その補欠として岡野裕君及び峯山昭範君が選任されました。また、去る十二月十日、岡野裕君が委員を辞任され、その補欠として鳩山威一郎君が選任されました。また、昨十九日、山口哲夫君が委員を辞任され、その補欠として菅野久光君が選任されました。また、昨十九日、山口哲夫君が委員を辞任され、その補欠として大城真順君が選任されました。

○委員長(大城真順君) 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。○國務大臣(高島修君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。まず、高島総務厅長官。○國務大臣(高島修君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する法律

案の一部を改正する法律案について、一括してその提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。まず、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申上げます。本年八月四日、一般職の職員の給与の改定を内容とする人事院勧告及び寒冷地手当の改定を内容とする人事院勧告が行われました。政府としては、これらの内容を検討した結果、一般職の職員の給与については人事院勧告どおり本年四月一日から実施することが適当であり、また、寒冷地手当についても人事院勧告どおり来年の基準日から実施することが適当であると考え、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律について所要の改正を行うこととした。ここにこの法律案を提出した次第であります。次に、法律案の内容について、その概要を申し上げます。まず、一般職給与法の改正関係について申し上げます。第一に、全俸給表の全俸給月額を人事院勧告どおりそれぞれ引き上げることといたしております。第二に、初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十四万六千円に引き上げるとともに、いわゆる医系教官等に対する支給月額の限度額を四万四千五百円に引き上げることといたしております。第三に、扶養手当について、子、孫及び弟妹に係る扶養親族の要件を満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までとし、配偶者に係る支給月額を一万六千円、配偶者がない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を一万五百円に引き上



とは内閣としても極めて重要なことだということではございまして、各種の閣僚会議に幹事長以下と党の幹部の御出席を願つておる例は他にもあるわけでございます。

○久保田真苗君 他に例があるというのも、ちょっと筋が違うんじやないかと思うんですね。これは、憲法第六十五条で「行政権は、内閣に属する。」ということになつています。第六十六条の三項で「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。」となつておるんであります。そして内閣法の第二条二項でも同じことがもう一度うたわれておるわけです。

その精神に反しているんじやないんでしょうか。

○政府委員(藤田公郎君) ただいまの委員会の御指摘につきましては、先ほどの官房長官の御答弁で尽きておるかと存じますけれども、いろいろな関係閣僚会議がいろいろな問題について設けられておりますが、その際に、与党でございまして、民主党の役員の参加を求めておる場合がございまして、その閣僚間の調整の過程で与党の意見を徴すことが望ましいと考えるものについてこの御意見を参考にするということは、行政権が内閣に属するといった憲法及び内閣法の精神に反するものではないというのが私どもの考え方でございます。

○久保田真苗君 先ほど官房長官は、できるだけ広く御意見を伺うとおっしゃつておるんですね。それだから野党も参加したつていいはずですね。

ですから、内閣と国会そして政党というものはそれぞれの役割があるのでして、そのところをきつちりとけじめをつけていただきないと与党だけが不適に大きな影響力を事前に持つことになるんですね。これは、ここに並んでいらっしゃる十四閣僚の方たちと与党の幹部の方々、幹事長を始めとして総務会長、政調会長、その他のこういふ方たちの方がずっと大きい政治的影響力を持つていらっしゃるんですよ。こういう方たち

がここにお入りになつて仮に一言も発しないで見えていらっしゃるだけだつて、それはもうその中の協議が非常に影響を受けることは当たり前じゃありませんか。しかも六人ですよ。これは幾ら何であります。私は、こういう形で官房長官が過ぎておる。私は、こういう形で官房長官がどんどんと政黨と政府のけじめをなくしていらっしゃるということにつきましては本当に抗議をしたい。

官房長官、どうなんですか。

○國務大臣(小淵恵三君) 法的な意味での、内閣と国会と裁判所、三権分立の問題と片や現実には政党政治、それから責任政党として内閣に責任を負つておるという立場で与党のそれぞれの最高責任者のお考えといふものは極めて重要なものだというように考えておるわけでございます。したがって、従来から予算の編成にいたしましても定するというような慣行にも相なつておることは既に御案内のとおりでございます。

したがいまして、本件につきましても、与党のそれぞれ責任ある立場の皆さんの御意見を拝聴しながら政府としての考え方を取りまとめる上での閣僚会議でございまして、法的に言えば、そこで議論されて考え方がまとまりますれば、当然のことですがそれを政府の考え方として決定するためには閣議その他の手続を経て行うことございまして、私ども政府といたしましては、与党の考え方をこうした形で承るということはある意味ではなきなればならないことの一つでもあるというふうに実は考へるわけでございまして、この点御理解をいただきたいと存じます。

○久保田真苗君 ODAにつきましては、金額が非常に大きくなつておるんですね。しかもどんどん伸びている。したがつて、数々の利権を伴うといふことでこれまでにも幾つかの不祥事や疑惑が指摘されているんです。六十三年度の一般会計べースでも七千億円ですよ。事業予算ベースだと一兆三千五百億円、非常に巨額になつておるんですね。これは、ここに並んでいらっしゃる方たち

がこのことで今までOEAを決めていくことの原則に對して与党の側からくちばしを入れていらっしゃるだけだつて、それはもうその中の

ことの不信感が高じるだらうと私は思つてます。これ以上やつても仕方ないと私は思つてますけれども、私は、このODAに関して内閣のあり方がそ

ういうふうに党利党略でやがんでいくことに嚴重に抗議をしまして、これはぜひやめていただきたい、そのことをお願いしておきます。

次に、高石前文部省事務次官の問題でございま

す。

報道によりますと、高石邦男氏に勧奨退職扱い

でもつて六千五百万円という退職金が優遇措置で支払われております。

このことは確かなんですね。

○説明員(奥田興志清君) お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。

○久保田真苗君 ところで、総務厅長官にお伺い

したいんですけども、総務厅からは昭和六十年

四月三十日付で「國家公務員退職手当法の運用方針」という通達をお出しになつております。この中

で「退職の主たる理由が選舉に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勧奨退

職としては取り扱わないものとする。」といふふうになつております。

したがいまして、退職手当の問題につきましては、このような場合にはいわゆる勧奨退職といふこと

ことで取り扱うことができるものだといふふうに考えましてそのように取り扱っております。

○久保田真苗君 人事刷新という解釈のようなん

ですけれども、次官に就任したのが六十一年六

月、そしてリクルートの株を譲り受けたのがその

年の九月、毎日テレビのインタビューにお出になつて事実上の出馬声明をされたのが六十三年三

月、月刊雑誌で同じように出馬の意思を表明され

たのがその年の五月、そして在任中の出張は報道

によりますと三十六回、その中で福岡県、地元が

十二回といふふうになつておるわけでございま

す。こうなりますと、明らかに在職時から既に選

挙に出るという意思表示もさせたし、そのことの

ための準備を公職の中でお進めになつたと

いうことがあります。

私は、ここで問題になるのは、高級公務員の事

前運動というものがその役職の権限の中において

公然と行なわれているということなんですよ。総務

厅長官、もしこういうケースが総務厅長官の通達

に違背しないということであれば、実際問題とし

て事務次官や局長などの任期は非常に短いものですからすべての者がこれに該当しないということになるんです。これは一片の精神規定であつて実際に死に文だということだと思うんですね。もしこのケースが総務庁の通達に何ら規制されないということであれば、私は総務庁の通達というものの権威は全部もう落ちてしまうと、こう思うんです。権限の外だとおっしゃるんですけれども、総務庁長官のお立場で、やはりこういう明らかに選舉に出るという事前運動がありしかも公職の中公金を使って事前運動がなされていると、この点について、何らかのお取り締まりがなくちゃいけないだろと私は思うんです。

○国務大臣(高島修君) 私は違背をしておるとかしていないとかという判断を申し上げているわけではございませんで、私どもの立場からはそれが適当であるとか適当でないとかということを申し上げかねるということで申しておるところであります。

○久保田真苗君 しかし、こういう通達をお出しになつて公務員の綱紀の問題について公式の態度をお出しになるのは総務庁長官のお仕事なんですよ。そういう件についてはあるいは文部省がすることかもわからぬけれども、しかしその文部省や何かを全部総合的に扱つて齊一的に皆さんにそういう指示をしていくというお立場はあると思うんですね。

○政府委員(勝又博明君) 退職手当の支給に当たりましてそれを勧奨退職として扱うか否かにつきましては、一義的には任命権者の所管事項でございますが、私どもいたしましても退職手当制度を所管しているものでござりますので、個々の事

案につきましては御相談があれば退職手当、勧奨退職の扱いの趣旨等を徹底いたしましてそれなりの指導をいたしております。

○久保田真苗君 御相談がありますればじやなくて、通達をお出しになつた立場、その御責任といふものをひとつぜひ貰いていただきたいとお願ひしております。

さて、防衛庁長官伺います。

会計検査院の検査についてなんですかれども、会計検査院から十六日に六十二年度決算検査報告というのが出でているんですね。そして防衛庁関係でもつて、海自の船舶の国有財産台帳の価格の記載について不適切だ、もう一つ、F15の主燃料ボンブ運用の不適切、この二点について指摘があつたんですね。

この内容について今やつてはいる時間がございませんが、私が特に指摘しておきたいのは、この会計検査院の検査に対して防衛庁が協力的でないといふようなことを仄聞するんですね。協力的でないということはまさに困るんですね。この会計検査院とがそれから総務庁がやつていらつしやる過去の実績がございますので、私もさもありなんという感じを受けるんです。しかし、これが間違っているのならそれはそれで結構です。

今後とも防衛庁長官に、ぜひ会計検査、行政監察にはきちんと応じて必要な資料はどんどん提供して防衛庁の会計に誤りなきを期していただきたいと思いますが、いかがでしようか。

○国務大臣(田澤吉郎君) ただいまの久保田先生の御指摘の件につきましては、私たちこれまでも積極的に協力いたしておるわけでございますが、今後も資料提出等について協力をしてまいりますので御理解をいただきたい、こう思います。

○久保田真苗君 日米共同作戦計画について時間のある限りお伺いします。

十一月二十四日、石井統合幕僚会議議長の御発言で、新しい日米共同作戦計画の研究に着手する

ということがあつたんですが、その真意について御説明願います。

○政府委員(藤井一夫君) 防衛庁といつしましては、会計検査院の検査を受けますに当たりましては従来から必要な時期に必要な説明、資料提出等

は十分実施しておりますので、決して防衛庁が会計検査に対して非協力的であるというようなことはございません。

それで、先生ただいま御指摘いただきましたような報道がございましたものですから、私どもも困惑いたしまして事実関係を調べてみました。ところが新聞報道にございます資料要求につきま

出しておりまして、本件に関しましても私どもが資料提出をおくらせたとか非協力的であつたといふような事実は全くございません。

○久保田真苗君 それでは、ここにこういうふうにござります。なかなか資料提供が行われなくして、一ヶ月たつてやつと防衛庁から英文の資料がそのまま届いたということなんですね。防衛庁

が、例えば防衛白書にしましても日ごろなかなか国民の前にそれを早く出すということをなさらない、極端に秘密秘密というふうにやつていらっしゃる過去の実績がございますので、私もさもありなんという感じを受けるんです。しかし、これが間違っているのならそれはそれで結構です。

今後とも防衛庁長官に、ぜひ会計検査、行政監察にはきちんと応じて必要な資料はどんどん提供して防衛庁の会計に誤りなきを期していただきたいと思いますが、いかがでしようか。

○国務大臣(田澤吉郎君) ただいまの久保田先生の御指摘の件につきましては、私たちこれまでも積極的に協力いたしておるわけでございますが、今後も資料提出等について協力をしてまいりますので御理解をいただきたい、こう思います。

○久保田真苗君 日米共同作戦計画について時間のある限りお伺いします。

それで、今度の研究は多分そちらの方に向にだんだん踏み込むんじやないかというおそれを持っておりますので、この研究を始めるに当たりまして事前に何らかの御注意、例えば集団自衛権の行使に当たるということであれば、私はそれは長官に何が何でも抑えていただきかなきやならないと思うんです。

それで、今度の研究は多分そちらの方に向にだんだん踏み込むんじやないかというおそれを持っておりますので、この研究を始めるに当たりまして事前に何らかの御注意、例えば集団自衛権の行使とか専守防衛の枠をはみ出すとかそういうこと

をしないというそういう御指示をやつていただきたいなと思うんですが、いかがでしようか。私は長官に伺つておるんです。簡単なお答えで結構です。

○国務大臣(田澤吉郎君) 新たな研究の場合、これまで事前に統幕と内局との間で十分調整しながら進めてまいっておりますし、今後もそういう調整はしてまいりたい、こう考えております。

決して憲法の精神を踏みにじるような研究をしてはいけないということは私も常に考えているこ

とでござりますので、ただいまの先生のお話については十分私たちも意を用いながら今後新たな研究をしてまいりたい、こう思つております。

○菅野久光君 まず初めに、今度の国家公務員等に関する給与法等の改正案について、八月の四日に人事院勧告がなされまして、十月の二十五日にこの勧告についての取り扱いが完全実施ということで閣議で決定されました。国会にこの法案が出来たのは十一月二十二日です。閣議決定から約一月、人勧があつてから約三カ月ですか、このようにおくれたことは勧告の趣旨からいっても極めて遺憾だということを私は申し上げなければならぬというふうに思います。

とりわけ今度の御提案は、給与法の改正案と手当の切り下げを内容とする寒冷地手当法の改正案、しかも実施時期の異なるものを一本化して提案しております。この点については何としても納得ができないんです。特に、寒冷地手当法の改正案は、今申し上げましたように切り下げの提案です。私は、切り下げというのは人事院ができて以来初めてじやないかなというふうに思ひます。

そういうことでこのことについても十分な論議をしなければいけないというふうに思つております。私は、よく暮れが押し迫つて、先ほど長官の御提案にも「何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。」と、これは決まり文句にしても、わずか二時間ちよつとぐらいで慎重審議というわけにはいかないわけです。給与法の関係についてはある程度理解ができますが、引き下げを伴う寒冷地手当の問題については私も北海道出身という立場からいえば北海道に住む公務員の人たちの生活に直接かかわる問題だということでこの場でもいろいろ論議をしたいわけですが、もう限られた時間でありますから極めて残念でございます。

今回は、寒冷地手当の本体そのものはいぢらないで、特に灯油の価格が下がつてあるといふことで加算額の問題について減額提案、こういうことになりました。甲地——甲地といつても一般的

方々にはわからないかと思ひますが、北海道については十分私たちも意を用いながら今後新たな研究をしてまいりたい、こう思つております。

○菅野久光君 まず初めに、今度の国家公務員等に関する給与法等の改正案について、八月の四日に人事院勧告がなされまして、十月の二十五日にこの勧告についての取り扱いが完全実施ということで閣議で決定されました。国会にこの法案が出来たのは十一月二十二日です。閣議決定から約三カ月、人勧があつてから約三カ月ですか、このようにおくれたことは勧告の趣旨からいっても極めて遺憾だということを私は申し上げなければならぬというふうに思ひます。

とりわけ今度の御提案は、給与法の改正案と手当の切り下げを内容とする寒冷地手当法の改正案、しかも実施時期の異なるものを一本化して提案しております。この点については何としても納得ができないんです。特に、寒冷地手当法の改正案は、今申し上げましたように切り下げの提案です。私は、切り下げというのは人事院ができて以来初めてじやないかなというふうに思ひます。

そういうことでこのことについても十分な論議をしなければいけないというふうに思つております。私は、よく暮れが押し迫つて、先ほど長官の御提案にも「何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。」と、これは決まり文句にしても、わずか二時間ちよつとぐらいで慎重審議というわけにはいかないわけです。給与法の関係についてはある程度理解ができますが、引き下げを伴う寒冷地手当の問題については私も北海道出身という立場からいえば北海道に住む公務員の人たちの生活に直接かかわる問題だということでこの場でもいろいろ論議をしたいわけですが、もう限られた時間でありますから極めて残念でございます。

今回は、寒冷地手当の本体そのものはいぢらないで、特に灯油の価格が下がつてあるといふことで加算額の問題について減額提案、こういうことになりました。甲地——甲地といつても一般的

方々にはわからないかと思ひますが、北海道については十分私たちも意を用いながら今後新たな研究をしてまいりたい、こう思つております。

○菅野久光君 まず初めに、今度の国家公務員等に関する給与法等の改正案について、八月の四日に人事院勧告がなされまして、十月の二十五日にこの勧告についての取り扱いが完全実施ということで閣議で決定されました。国会にこの法案が出来たのは十一月二十二日です。閣議決定から約三カ月、人勧があつてから約三カ月ですか、このようにおくれたことは勧告の趣旨からいっても極めて遺憾だということを私は申し上げなければならぬというふうに思ひます。

とりわけ今度の御提案は、給与法の改正案と手当の切り下げを内容とする寒冷地手当法の改正案、しかも実施時期の異なるものを一本化して提案しております。この点については何としても納得ができないんです。特に、寒冷地手当法の改正案は、今申し上げましたように切り下げの提案です。私は、切り下げというのは人事院ができて以来初めてじやないかなというふうに思ひます。

そういうことでこのことについても十分な論議をしなければいけないというふうに思つております。私は、よく暮れが押し迫つて、先ほど長官の御提案にも「何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。」と、これは決まり文句にしても、わずか二時間ちよつとぐらいで慎重審議というわけにはいかないわけです。給与法の関係についてはある程度理解ができますが、引き下げを伴う寒冷地手当の問題については私も北海道出身という立場からいえば北海道に住む公務員の人たちの生活に直接かかわる問題だということでこの場でもいろいろ論議をしたいわけですが、もう限られた時間でありますから極めて残念でございます。

今回は、寒冷地手当の本体そのものはいぢらないで、特に灯油の価格が下がつてあるといふことで加算額の問題について減額提案、こういうことになりました。甲地——甲地といつても一般的

方々にはわからないかと思ひますが、北海道については十分私たちも意を用いながら今後新たな研究をしてまいりたい、こう思つております。

○菅野久光君 まず初めに、今度の国家公務員等に関する給与法等の改正案について、八月の四日に人事院勧告がなされまして、十月の二十五日にこの勧告についての取り扱いが完全実施ということで閣議で決定されました。国会にこの法案が出来たのは十一月二十二日です。閣議決定から約三カ月、人勧があつてから約三カ月ですか、このようにおくれたことは勧告の趣旨からいっても極めて遺憾だということを私は申し上げなければならぬというふうに思ひます。

とりわけ今度の御提案は、給与法の改正案と手当の切り下げを内容とする寒冷地手当法の改正案、しかも実施時期の異なるものを一本化して提案しております。この点については何としても納得ができないんです。特に、寒冷地手当法の改正案は、今申し上げましたように切り下げの提案です。私は、切り下げというのは人事院ができて以来初めてじやないかなというふうに思ひます。

そういうことでこのことについても十分な論議をしなければいけないというふうに思つております。私は、よく暮れが押し迫つて、先ほど長官の御提案にも「何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。」と、これは決まり文句にしても、わずか二時間ちよつとぐらいで慎重審議というわけにはいかないわけです。給与法の関係についてはある程度理解ができますが、引き下げを伴う寒冷地手当の問題については私も北海道出身という立場からいえば北海道に住む公務員の人たちの生活に直接かかわる問題だということでこの場でもいろいろ論議をしたいわけですが、もう限られた時間でありますから極めて残念でございます。

今回は、寒冷地手当の本体そのものはいぢらないで、特に灯油の価格が下がつてあるといふことで加算額の問題について減額提案、こういうことになりました。甲地——甲地といつても一般的

の消費者協会の歴史、仕事の仕方というものがちら見まして私はこの協会における消費量の調査といふのはかなり信用性の高いものだというふうに考えております。それ以後消費者協会はかなり充実しておるという話も聞いておりますので、私たちがはこの消費者協会の調べいたしました使用量といふものをもとに議論させていただいてもさして不都合はないんじやないかというふうに考えておりまます。

ても灯油が安くなければできるだけ快適な生活をと  
うことでそれだけ消費量が伸びる。そういうよ  
うなことなどもありましてこの使用量の調査など  
についても、関係団体等でもある程度話し合って  
そういうものを継続されていてその上でこうい  
う話がなされれば公務員もある程度納得できる部  
分があるんじやないかなといふふうに思うんで  
す。

○菅野久光君 次に価格の問題なんですが、昭和五十五年以来ずっと六月一日現在の価格を調査していらっしゃるのですね。今回は、夏の六月一日といわば需要のないときの価格でありましたが、石油は国際価格でありますから非常に変動があるといふことで、現在は夏の時点よりも下がっているんですね。需要期なんですねけれども、夏の六月一日現在から見ると下がっております。これは国際価格であるだけにこういうことがあるわけですけれども、通常の場合には、需要と供給ということから言えば、需要期には価格が上がるというのが一般的なんですね。

そういう意味で今回は、できるだけ激変緩和といたことも含め、今後のこといろいろお考えになつて三年間の平均というようなことであつたわけがありますが、この価格の調査の時期なんだけあります。

いうのはそんなに大きな変動はないんじゃないといふうに思います。先生の御指摘は仮に全く適正だといったとしても、毎年十一月になると灯油価格が下がっているということになりますと、それを一〇〇にして計算しますと指數の変動率といふのはそんなに変わらないんじゃないかとうふうに思います。

したがいまして、私たちは六月一日現在で調べていることがそんなに不当だといふうに思へんけれども、そういう御意見が関係団体の方々にあるとしたならば関係団体の意見もこの際聞くことは私はやぶさかではございません。ただ、私たちの考え方のものは今申し上げたような考え方でございます。

○菅野久光君 六月時点で調査して八月支給とすることですけれども、実質的には今回の勧告

○菅野久光君　心を痛めながら減額勧告に踏み切らざるを得なかつたというお話をございますが、総裁も何か体調を崩されたようなお話を聞きました。どうぞひとつ氣をつけていただきたいといふふうに思つております。

私はどの消費者協会が適當だとかなんとかといふふうに思います。

大変なことだということはよくよく承知しておりますけれども、やはり全体を見渡した場合にはこういうことで私たちは勧告せざるを得なかつたと、いう背景事情もそれなりに御理解を賜りたいといふふうに思います。

○先生のお話になります乙地では大体一四五%の引き下げということになろうかと思ひます。寒冷地において仕事をなさる公務員というのが

○政府委員(中島忠能君) こういう政定をする場合にはいろいろな関係方面的御意見を承るということ是非常に重要なこと思いますし、また政定の内容を固める過程におきましてそういう方々と意見を交換しながらできるならば合意に達するよう努力すべきだということも私自身十分承知いたしております。

使用量につきましても議論の過程ではいろいろな話が出来ましたけれども、ただ、この使用量につきましては、例えていいますと、寒冷地手当が支給されていない地域においても暖房費というものは必要でございます。そういう地域における暖房費

なに消費量が多いのかなどは、やっぱ  
り抽出する対象によっても相当違つてくるわけで  
すね。それから、生活のレベルといいますかそうう  
いうことによつても消費量が違うのは、これは當  
然ですね。先ほど申し上げましたように、寒いと  
きには暮らしを守るということでできるだけたか  
ないようやつていてますし、ちょっと暖冬であつ  
と、先ほど例に挙げたように当別がどうしてこん

うふうに思ひます。  
いろいろの方の意見を聞いて勉強いたしたいとい  
ういう意味においてはこの使用量の問題について  
方の御意見を承りましたけれども、これからもそ  
ういろいろな方の意見を聞きながら議論して  
深めるべき問題だというふうに思ひます。

一日というのを選んだ経緯がござります  
六月一日というのは今の先生の話では比較的打  
油が高い時期じゃないか、こういうふうなお話をござりますが、この寒冷地手当を改定するときには、五十五年六月現在のものを一〇〇にいたしましてそしてことしの六月現在のものが幾らかと いう指數を使うわけでござりますから、調査時点を十月あるいは十二月にいたしましてもその指數が

て、もう一つ需要期の価格というものを調査することを考えてみてもいいのではないかといふことを私は申し上げているんですけども、その点かがでしようか。

○政府委員(中島忠能君) この価格動向の調査人事院と北海道庁及び北海道内の市の協力を得行つてきておりますので、そういう方面との意見調整もしてみなきやなりませんし意見も聞いて

今までは確かにいいんですが、今回、思い切つて減額勧告という歴史的なことをやられたわけではありませんから、ことしの冬があるいは来年からでありますから、もういいんですが、六月一日ということだけではなくてもう一ヵ所需要期のどこかで調査をしていくべき、そういうことがずっと積み重なっていくといふことがこの種の問題について必要なことではないかというふうに思ふんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 六月一日現在で調査をしておるというのは、この寒冷地手当の支給日が八月末日ということになつておりますので六月頃まで調べて八月に支給する、こういうことで六月

なかなかなつていかない。現物支給じやないで、からね。地方自治体の場合には現物支給で、例ぱドラム十本だと十二本だとということであで決めていくところがあるわけですね。しかしこれは国家公務員の場合にはそうじやなくて寒冷地に当、そして加算額といふことで決めていっていいわけですから、私はそういう意味からいければ六月一日に調査をして八月に支給しなきやならぬとうことではないんじやないかといふふうに思っています。私は六月一日はずつと続けていついいと思うんですよ。ただ、やはり需要期の価格が上るということは、供給と需要の関係からいけば一般的にはそりなんですね。

だからこの機会に六月一日から六月一日とて、もう一つ需要期の価格というものを調査することを考えてもいいのではないかということを私は申し上げているんですけれども、その点かがでしようか。

○政府委員(中島忠能君) この価格動向の調査人事院と北海道庁及び北海道内の市の協力を得行ってておりますので、そういう方面との意見調整もしてみなきやなりませんし意見も聞いて





れを一ヵ所に集めまして、そしてまた必要な各省庁の行政需要、外交の機能の強化とかその他もろもろの新しい行政需要がござりますので、そういう方向に配り直しておるわけでございます。そうしまして、集めましてまた配り直すということをやつておりますので、そしてその残るもののがございまして、それがいわば純減と言われているものでございます。昭和四十三年から今まで、第七次定員削減計画のちょうど二年度にかかるておるわけでございますがその減員は、トータル二十一万三千二百十八人ということになつております。一方、先ほど削減計画でブールしましたのをまだ新しい行政需要に配り直すという作業があるわけでございますが、そういう増員ではトータル十七万七千五百五十二人ということになつております。したがいまして、今まで純減になつておりますのが三万五千百八十八人というので、これがいわば純減数でございます。

そういうことで各省庁にとつては大変厳しいものでござりますけれども、現在、そういう削減をして、それを原資として新しい行政需要に振り向ける、こういう年々の作業をやつておるところでございます。

○飯田忠雄君 一つの官庁で職員を整理するということは大変なことだと思います。

私は、かつて海上保安庁におきました当時に、定員上陸上要員を海上要員にしなければならないようなそういうことが起つて、大変困つたことがあります。陸上要員の人は船に乗つても船を動かすことができない。しかも、事務がだぶついてたくさんの人がおるわけですね。こういう人を船で処理するということは大変困難であります。そういうようなことが生ずるわけです。官庁同士を合同しまして人員を割り振つてやるということになりますと生じます。やはり、割り振つた人は特別の教育を施さないとダメだと思います。私自身も特別の教育を施されました。海上の操船業務から全部習つたんです。私は法律屋ですからそういうものはもともと知らぬのですが、しなさいと言

われて覚えまして、今でも操船しようとおつしやればできます。そういう教育をすればできる人だけれども、それがだれでもできるというわけにはいかぬのです。それは、幾ら教えてもどうしても覚えられない人もおります。

そういうようなことを勘案した上で定員削減計画とどう兼ね合わせていくかという問題がありますが、それにつきましてはどうお考えでしようか。

○政府委員(増島俊之君) 現在の定員削減計画は、これはいろんな職種等に着眼いたしましてある省厅については何%というような一定の削減の計画をつくるわけでございますが、先ほどの御議論の中でも行政事務の合理化というような問題がありましてけれども、具体的にどういう事務を合理化してそういう削減に対応していくのかといふ事柄が一番わかりますのは各省厅でございます。したがいまして、各省厅もさらにまた各省厅の中で各部局にもなつていくわけでございますが、そういう主管のところがいわば工夫をいたしましてその削減計画というものをこなすわけでございます。

一方、今度はそういう新しい行政需要というものが当然あるわけでございますが、それにつきましては、毎年度のいわば予算要求時に定員要求といふのがございまして、その新しい部分についてはどういう人間を振り向けるか、必要とするかということで増員要求をするわけでございます。そして、現実のその新しい事務にどういう人を振り当てていくのか、そのためにはどういう訓練が必要であるかということは当然各省厅において判断をして、実施をして、特に先ほど先生がおつしやいましたように訓練をするということであれば一年あるいはまた半年の研修期間というように研修をやっていくわけでございます。

そういうことでこの具体的なやり方は、各省厅のいろんな行政事務がござりますので、そういういろいろな行政事務に対応したいわば適材を振り向けるということを行つておるというところでござ

○飯田忠雄君 この問題をやつてありますと時間が来てしまいますので、次の問題に移ります。  
閣議決定の第四項に「公庫、公團等においてその役職員の給与改定を行うに当たっては、経費の節約に努めるとともに」云々とあります。  
それで、この公庫とか公團といふものの性質ですが、これは政府機関なのかどうか、つまり国家間のものなのかという点についてどうも明確ではないのですが、政府ではどのようにお考えですか。  
○政府委員(増島俊之君) 「公庫、公團等」とござりますが、私ども事務的には通称特殊法人といふ概念、これは私どもの総務省設置法のいわば審査対象としておりますのでござりますが、この総務省設置法の中で「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人」こういうのがございまして「法律により直接に設立される法人」といひますのは、もう既に今姿かたちを変えましたけれども、「三公社がそれに該当するわけござります。」「特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる」といひますのは、政府が設立委員会を命じまして設立行為をさせます。  
さらに、その特殊法人の中でも、特殊法人といふ名称ではありませんで具体的には公庫とかあるいはまた銀行とか金庫とか公團とかいう名称があるわけでございます。この名称のものが全く同一の性格を持っているというのは、そういうものは設立されたものを振り返ってみまして吟味しましても全く同一のものであるということではないでござります。  
しかし、公庫につきましては現在九公庫ございまして、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫等でございます。その企業体としての性格でございますが、独立採算制が非常に希薄であつて、政策金利により特定の対象に融資を行うもの

のということで一般市中金融機関の補完的な役割を果たす、そういうものを公庫というこの分類に属しているというふうにお考へいただいてよろしいのではないかと思います。

それから公団でございますけれども、公団にも十三公団ございまして、日本道路公団、首都高速道路公団あるいはまた森林開発公団、水資源開発公団等でございますが、この名称からもわかりますように、道路建設とかあるいは農用地開発とか住宅建設とかという業務を行つておりますが、概括的に言いますと社会的に要請の強い公共事業、社会資本充実のための公共投資でございますが、その社会的に要請の強い公共事業を実施するもので、事業の規模が大きかつ複雑であつて、また資金を民間または地方団体にも求めることが適當であるというようにされるものであつて、経営上独立採算制を有しているということがその共通性であるというような御答弁を別の委員会においても申し上げております。

員ではございませんので、そういう意味の公務員給与といふものではないわけがございます。しかし、一般的にこういう閣議決定をしますときのこの種の考え方として、基本としてこういう公庫、公団等についても厳しい管理、給与についての厳しい姿勢というものが要るということであわせて閣議決定で収録されているというふうに理解しております。

○飯田忠雄君 ただいまおつしやいました公団等でございますが、これは公共団体の職員録で調べてみましても全部で百二十六もあるわけですね。

公団が十四、事業団と名づくるものが十七、公庫と名づくるものが九、金庫が一、銀行二、基金十

三、連合会二、共済組合六、協会十八、振興会六、株式会社十一、これはJRを除きます。研究所五、センターワーク、機構七、その他六とこういうふうになっています。

これを見てみますと、事業を経営しているものが多いわけですね。先ほどおつしやいましたように、これは収入がある機関ばかりですが、収入があるけれども仕事が公的な仕事であるので補助をしなければならぬ、こういうことで補助をするから役職員の給与改定にも政府は口を出す、こういふ意味でございましょうか。

○政府委員(増島俊之君) 先ほど申し上げましたように、特殊法人の中には全く独立採算でやつておるものもあるわけでございます。しかし、もともとそういう独立採算というような観点からは事

業の性格から執行できない。したがいまして、いろんな公的資金といいますかあるいは補助金とか先ほどの交付金とかいうものも給付されているものもあるわけがございます。

したがいまして、繰り返しになつて恐縮でございますが、やはり、きちんとしたといいますか、少精銳といいますか、そういう観点に立ちまして合理

化というものをしないかなければならない、そういう考え方であると理解しております。

○飯田忠雄君 それでは、次の問題に入ります。

これは閣議決定では五号に書いてある問題で、地方公共団体におけるものでございます。

○飯田忠雄君 地方公共団体の公務員と国家公務員との間には現在給与法の統一がないわけですが、これは統一法をつくるべきではないかと考えますが、こ

ういう点について政府のお考えはどうでしようか。

○説明員(松田研一君) 地方公務員の給与につきましては、自治省といたしましては、現在、一般的に規定がございます地方公務員法の趣旨のつとりまして、基本的に同種の職務に従事する国家

公務員の給与に準ずるべきであるというような観点からそのような指導を行つてきております。

形式といたしましては、地方団体では条例で定めるというふうになつていて、これがございますが、このような指導によつて対処できているのではなかろうかと考えております。

○飯田忠雄君 この問題はいろいろ問題があるんですが、生活費の地域差の問題もあるし、これは一口に難いので御研究を願うことにしまして、次回の問題に入ります。

寒冷地手当は、毎年一回、八月三十一日に支給するところ書いてあります。しかも、それは越冬費用に対する補給金的性格を持つ給与だとこう記載されております。

そこでお尋ねをいたしたいのですが、人事異動

といふものは必ずしも八月三十一日にあるわけでございませんので、八月三十一日に支給するところにしてしまいますと、いただいた金を使つてしまつてから人事異動があつたのでは後から返還しろと大変迷惑なことになります。また、いろいろのものを購入した後でその購入したものはもう要らないということになつてしまふ可能性がありますので、これは毎月の初めあるいは終わりに分割して支払うのが妥当ではないかと考えられるんですが、その点についての御見

解はどうでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 八月三十一日に支給をしてそして冬季に使用する燃料とか暖房器具とかそういうものを購入していただこう、しかも一般的に言いますと夏の間の方が価格が安いだろうということでお月三十一日ということで支給されておるわけでございます。

先生の御指摘のようない方法もあるかもわかりませんけれども、現在、八月三十一日に寒冷地手当をもらつてその金を他の用途に使つて困つたといふような話も特段聞いておりませんし、八月三十一日でとにかく支給していただいてそのまま続けてほしいというのが大半の公務員の声じゃないか

というふうに思いますが、いかがござりますかね。

○飯田忠雄君 それでは、北海道に勤務する方の人事制度の問題です。

せつから八月三十一日に支給するということにしてしまつてから、九月以降は翌年の暖かくなるまでは人事異動は原則としてしないということならこれは大変いと思いますよ。しかし、人間は生

身のものはいつ死ぬかわかりませんからね。死んだときはやむを得ぬから後任を出しますけれども、その後任に対しましても特別の考慮を払う必要があるのではないか。後任には八月の三十一日にもらつたものを分割して返納させたものと与えるということですと随分不利になると思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 頭の中ではいろいろなことが考えられると思います。先生のお話もお話をとれなりに理解できます。

ただ、現実にそういう寒冷地手当を受給している職員で構成しておる団体がございますので、そういう団体の意見も一度聞いてみたいというふうに思います。

○飯田忠雄君 では、今までいろいろ補佐の方に御意見を承りました。

最後に、大臣の御所見はいかがでしょうか、お伺いいたします。それで私の質問を終わります。

○國務大臣(高島修君) 寒冷地手当を分割して支給したらどうかとかあるいは異動をした場合にその一部を返納させて後任の人に渡したらどうかとかいろいろな御意見につきましては、今人事院の方からもお答えがございましたが、私ども見ておりますと人事異動というのは大体八月前に通常行われておりますので、八月以降は、例えば病気などでどうしても休まざるを得ないあるいは不慮の事故で亡くなられるというようなことはあると思いますけれども、そう数としては多くないのではないか、ごく限られたものであろうと思います。したがいまして、そうしたことも十分念頭に置きながら人事管理制度を適正にやつていかなくてはならぬと思っております。

御意見につきましては私どもまた勉強してみたいと思っております。

○吉川春子君 終わります。

○飯田忠雄君 まず、寒冷地手当の問題についてお伺いいたします。

最初に、ちょっと確認しておきたいんですが、寒冷地手当については歴史的にいろいろな書き方がありますけれども、寒冷地手当とは何か、定義を伺います。

○吉川春子君 まず、寒冷地手当の問題についてお伺いいたします。

○飯田忠雄君 寒冷地手当についての定義を伺います。

○吉川春子君 寒冷地手当の前身は、北海道の暖房用石炭の使用による石炭手当と内地の薪炭の使用による薪炭手当というふうに伺つています。そのときの生活習慣、石炭ストーブ、まきストーブの使用燃料から來ているわけです。

○政府委員(中島忠能君) 政府は、加算額について、石油、石炭代という狭い定義で考えておられるのかどうか、その点はどうでしようか。



閣議での御発言を受けまして昭和三十二年以来閣議決定をいたしまして、そのことを私から通知をし各省庁におきましてその実を上げるべく最大の努力をいたしておりますところでございます。

つきましては、政治家それぞれは、昭和六十年の六月二十五日の政治倫理綱領をそれぞれに奉々服膺し、この綱領を守ることが至当でございまして、それぞれの方々がそのようなお気持ちを持つて対処されるべきものだというふうに考えております。

○吉川春子君 この倫理綱領については別に意見がありますが、きょうは時間の関係で私はそこは触れません。

文部省の加戸官房長がお見えですかちよつとお伺いします。

新聞報道によりますと、高石前文部次官は六月の退官時に勧奨退職扱いを受けていたといふんですが、退職金は幾ら払つたんでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 高石前次官の退職金につきましては、國家公務員退職手当法の規定に基づきまして正規に支給をされております。

金額につきましては、個人の事情でござりますのでお答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○吉川春子君 おかしいですね。

そんものは、総理府汚職のときの退職金はちゃんと総理府は言つたんですよ。文部省は言えないと申しますけれども、事務次官あるいは局長等の退職手当につきましてはまだ金額を各省庁から申し上げた事例はございません。

○吉川春子君 そんなことないですよ。官房長は内閣委員会の審議に出ているわけじゃないから御存じないはずです。

そこで、総務庁にお伺いいたしますけれども、勧奨退職の制度について「国家公務員退職手当法の運用方針」の第三条関係の四によりますと「退

職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勧奨退職としては取り扱わないものとする。」ことになつてあります。ありますけれども、この趣旨はどういうこと

でありますか。

○政府委員(勝又博明君) 退職手当制度におきまます勧奨退職の制度は、いわゆる普通退職の場合に比べまして割り増しの退職手当を払うものでございまして、その趣旨は、本人の意思によらないで退職するということにあらうかと思います。

しこうして、今回の立候補の件でござりますが、この点につきましては、国会等におきましても退職前に立候補の意思表示をしている職員が退職した場合には、本人の意思に基づくものであるので自己都合の扱いにすべきであるというような御議論もございまして、退職手当制度の適切な運用を図るよう昭和六十年度に通達を出したわけでございます。

○吉川春子君 加戸官房長、いかがですか。

今度の場合、高石前事務次官はもう在職中から選挙に出るとということを公言され、選挙運動をされ、そして国会の委員会でもたしか文教委員会だと思いますけれども批判をされているわけです。退職時にそういうことがはつきりしていたんだと思うなかれども、その点はいかがですか。

○政府委員(加戸守行君) お尋ねの事柄は、三月二十二日に高石前次官がテレビのインタビューに応じましてその立候補問題の質問を受けまして、

在職中でございますのでお答えいたしかねる、ただ、地元で勝手連のように私を担ぐ動きがあることについては感謝をしておる、そういつた発言が

一種のそういう意図のように受け取られたわけ

とについては感動をしておる、そういつた発言が

するといつたのはだれが決めたんですか。

○政府委員(加戸守行君) 従来から文部省におきまして、定年以前に事務次官が一年ないし二年たつますと後進に道を譲るといふことでござりますし、また辞職願もそのような形で出てまいりますので、勧奨の扱いをすることが従来からの取り扱いでござります。

そこで、総務庁にお伺いいたしますけれども、

「国家公務員退職手当法の運用方針」の第三条関係の四によりますと「退

○吉川春子君 やめるときには代議士に立候補するなどとゆめゆめ思つていなかつた、しかしその一ヵ月の間に急速選挙に立候補するという決意を固めた、こういうふうにおっしゃるんですか。

○政府委員(加戸守行君) 恐らく御本人に政治への志向はありますけれども、高石前次官は六十一年の六月に就任されまして二年を経過しておりますと、文部省では通例一、二年で事務次官は交代するわけでございますので、定年前にそういう形で人事を刷新し後進に道を譲るという視点からの懇意を受けて退職されたものと存じております。

○吉川春子君 総務庁長官にお伺いいたします。文部省の事例と一応切り離してお考えください。選挙に立候補するということを、退職する前は当然そんなことを大っぴらに言えるわけでもないし言はずはないんですけども、しかし退職直後に立候補の活動に入る、こういうような場合、一般的に言って総務庁の通達に反しないんですか、反するんですか。

○国務大臣(高鳥修君) この運用方針におきまして「選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合」とこう書いてござります。その

「明らか」の証明というのが実はなかなか難しい

んだろうと思ひます。

したがいまして、私もといたしましては、国民の皆様方に疑惑を抱かれないようにきちっとした対処を各省庁においてしていただきたいというふうに考へております。

○吉川春子君 文部省は伺いますけれども、そうすると、高石前次官は退職するときは勧奨扱いに

するといつたのはだれが決めたんですか。

○政府委員(加戸守行君) 従来から文部省におきまして、定年以前に事務次官が一年ないし二年たつますと後進に道を譲るといふことでござりますし、また辞職願もそのような形で出てまいりますので、勧奨の扱いをすることが従来からの

取り扱いでござります。

○吉川春子君 官房長官にお伺いいたします。總務

事務庁ではこのような通達が出ているわけですね。そして、今度の高石前事務次官の事例はまさにその勧奨退職の扱いとしてはならない、こういう内部規則に触れるものと思ひますけれども、この問題について総務庁長官は、いえ、それは総務庁の判断ではありません、各省が御判断なさることでおされまことに繰り返し衆参の内閣委員会で述べておられましたので、各省の総括的な立場にある官房長官においていたします。

このような事例はさつき言われました総務庁の通達の趣旨に抵触するんじゃないですか。

○国務大臣(小淵恵三君) ただいま総務庁長官並びに文部省の官房長の御答弁をお聞きいたしておきましたが、私といたしましては、この退職に関連する人事の刷新によるものと聞いておりました。文部省におきまして総務庁長官通達の趣旨を踏まえ適切に対処いたしたものと理解いたしております。

○吉川春子君 その答弁は絶対に納得できません。そんなことだつたらば、次官でやめて選挙に出るなどといふ人は全部当てはまらないということがあります。それで、最後に官房長官にお伺いいたしますが、その通達の意味がなくなるんじゃないですか。

○国務大臣(小淵恵三君) その通達につきましては、先ほど来申し上げましたが、これに基づいてもつと細かく実効性のある内容を決めて対処なさる計画があるんですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 今回の綱紀肅正につい

ての通達につきましては、先ほど来申し上げましたように、余り類似を見ない形で今回特に総理からの御指示もあり、いたしたわけでございます。

したがいまして、行政の長たる者の考え方を

ここに明確に通知いたしたわけでございますので、公務員一人一人、その趣旨を理解し、適切に対処し、その実効を上げられるものと確信をいたしておる次第でございます。

○吉川春子君 終わります。

○柳澤鈴造君 余り難い質問はいたしませんけれども、大事な点でお聞きをしてまいりたいと思



ということはあり得ぬ。  
なぜ、こういう給与法にしているんですかといふことをまずお聞きしたい。

○政府委員(児玉良雄君) 自衛官の俸給につきましては、階級を基本にいたしまして、それに自衛隊に入隊後の在隊年数などによる職務に対する熟練度等を加味いたしまして、これらをあわせた給与体系になつております。そして、各階級におきましては、任用の管理であるとかあるいはその階級での在官年数であるとかこういふことを考慮いたしまして必要な俸給を設けておりまして、今御指摘のように、さまざまな階級でさまざまな号俸が出てくるわけでございます。

したがいまして、同じような経歴で同じような勤務年数の人の間では通常階級の上の者が低い給与を受け下の階級の方が高い俸給を受けるということはございませんが、任用区分などの違いによりましてこれが逆になるというような事態が生ずることはございます。

自衛隊は、御指摘のように、組織編成、指揮命令系統によって統率をされておりますが、これはこのようないくつかの階級とそれから一般的に行われております給与の立て方とを両方調和させてこのような俸給表になつておるわけでございます。

○柳澤錬造君 何を言つているんだかさっぱりわからない。

尉だけれども、大体、そこに任官をして三十四年間もそこにはいるという人がおりますか。あり得ぬことなんですね。  
そして、一等陸佐といつたら、さつきも言つたとおり、言うならば連隊長。連隊長よりも尉官どころじやない二等下士官の方が高い給料をもらいう。そんなことでもつて自衛隊の秩序が成り立ちますか。指揮命令がちゃんとできますか。それは、二等下士官よりは一等下士官が上、一等下士官よりは三尉が上、こうならなければなりません。だから、例えば一等陸尉から三等陸佐になる。そうしたら、一等陸尉の最高よりも三等陸佐の

最低が上だというふうな形にしておかなかつたら。

これは、公務員の場合、各省庁の場合だと、例えれば同じ課長といつても地方の課長と本省の課長とは全然格も違う。本省の課長だったら地方の局長と同じぐらい、だからそういうわけにはいかないつ。しかし、自衛隊はそういうわけにはいかないんです。あそこにも先輩がいらっしゃるから聞いたらしいと思うんだけれども。

こんなことで我が国の自衛隊の統制がとれますか、秩序がとれますか。大臣、答えてください。

○國務大臣(田澤吉郎君) 自衛官の給与は士氣高揚に大きな影響を与えるものでございます。

したがいまして、今御指摘の点、これは階級制度を基本にしておりますけれども同時に経験年数というものの配慮しながら進めてきてる、こういうところに一つの問題があるのじゃないだらうかと思ひます。多くの場合、下級の自衛官が上級の自衛官よりも給料が高いということはそんなに例がないのでございますけれども、御指摘のような例も確かにあると思うのでございます。

したがいまして、自衛官の給与は先ほど申し上げましたように士氣高揚に大きな影響を与えるものは十分検討してまいりたい、かように考えております。

○柳澤錬造君 時間はまだあるけれども、私、ま

だ向こうにも行つてやうにやいかぬから、きょうここでどうこうと言つたってこれは無理なことで、早いところきょう可決してやつていいかなぎやいけませんからこれ以上申し上げません。

○柳澤錬造君 時間はまだあるけれども、私、ま

だ向こうにも行つてやうにやいかぬから、きょうここでどうこうと言つたってこれは無理なことで、早いところきょう可決してやつていいかなぎやいけませんからこれ以上申し上げません。

本修正案は、この寒冷地手当の加算額切り下げ部分を削除するものです。政府は加算額を切り下げる理由として灯油価格の値下がりを挙げていますが、北海道や東北地方の厳寒地においては、燃料は食料よりも大切なものと言われるほど、燃料代だけは決して節約することができます。その一等陸佐よりも二等下士官が高い給料になり得るなんてそんなことは、やっぱり、自衛隊の秩序を乱す。そういう点で実態をお調べいただいて、そして実情に合つたような給与法にしていただきたいことを、希望だけ申し上げてあります。

本修正案は、寒冷地手当加算額の切り下げをや

おきたいと思います。

終わります。

○委員長(大城眞順君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大城眞順君) 御異議ないと認めます。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案の修正について吉川君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。吉川春子君。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案とその内容の概要を御説明申し上げます。

政府提出案は、本来別々の法律であるものを一本の法律の改正案として提出しておりますが、これは国会の審議権を制約する不当な方法であります。政府案は、今年度の人事院勧告に基づき、一般職員の給与を平均二・三五%引き上げるという不十分ながら改善部分と寒冷地手当の加算額を平均三七%引き下げるという改悪部分から成っています。

本修正案は、この寒冷地手当の加算額切り下げ部分を削除するものです。政府は加算額を切り下げる理由として灯油価格の値下がりを挙げていますが、北海道や東北地方の厳寒地においては、燃料は食料よりも大切なものと言われるほど、燃料代だけは決して節約することができます。その一等陸佐よりも二等下士官が高い給料になり得るなんてそんなことは、やっぱり、自衛隊の秩序を乱す。そういう点で実態をお調べいただいたて、そして実情に合つたような給与法にしていただきたいことを、希望だけ申し上げてあります。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する意見を聴取いたします。高鳥総務庁長官。

○國務大臣(高鳥修君) ただいまの一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する意見を聴取いたします。

○委員長(大城眞順君) それでは、これより三案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(大城眞順君) それでは、これより三案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する意見を聴取いたします。

特別職給与改正案のうち、秘書官の俸給改善などをその俸給水準から見て必要な改善措置も含まれておりますが、もともと高給である大臣、政務次官など一部高級官僚の俸給引き上げ率が今回も一般職のそれを上回つていることは上厚下薄がますます頭著になることになり、反対であります。

めさせ、厳しい寒さと闘いながら働く公務員労働者との家族の生活を守るために提出するものであります。よつて修正案の内容は、政府案の寒冷地手当に関する第一条の前段の見出し部分及び第三条を削除するものです。

なお、この修正案に要する経費は約二十四億円と見込んでおります。

委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されることを要望いたします。修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(大城眞順君) ただいまの吉川君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。高鳥総務庁長官。

○國務大臣(高鳥修君) ただいまの一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する意見を聴取いたします。

○委員長(大城眞順君) 修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。

○國務大臣(高鳥修君) ただいまの一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する意見を聴取いたします。

○委員長(大城眞順君) それでは、これより三案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する意見を聴取いたします。

特別職給与改正案のうち、秘書官の俸給改善などをその俸給水準から見て必要な改善措置も含まれておりますが、もともと高給である大臣、政務次官など一部高級官僚の俸給引き上げ率が今回も一般職のそれを上回つていることは上厚下薄がますます頭著になることになり、反対であります。

曹士隊員、下級幹部とその家族の生活実態から見て給与改善は必要と考えますが、しかし、今日 I.N.F 条約締結、ソ連軍五十万人の兵力削減発表など軍縮は世界の確かな潮流となりつつあるにもかかわらず、政府は自衛隊の増強、軍事費の増大をますます進めています。自衛隊が米国との世界戦略に強く組み込まれ、より一層憲法違反の性格を強めていることとあわせ、本法案には賛成することはできません。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決を行います。

○國務大臣（高島修君）　ただいまの一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、政府として、今後とも検討し努力してまいりたいと存じます。

○委員長（大城眞順君）　なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

る請願(第四一三四号)  
一、恩給改善に関する請願(第四一四二号)  
一、共済年金改善に関する請願(第四一四三号)  
一、退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願(第四一七四号)

---

第四〇八三号 昭和六十三年十一月二十八日受  
理

恩給改善に関する請願

○委員長(大城真順君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、譲憲共同、

う決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

五 字野敏美  
紹介議員 中西一郎君  
この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

それでは、これより採決に入ります。  
一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

案文を朗読いたします。

(参照)  
一般職の職員の給与等に関する法律及び國家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

理  
共済年金改善に関する請願  
請願者 神戸市北区鈴蘭台南町三ノ三ノ  
五 宇野敏美

○委員長(大城真順君) 少数と認めます。よつて、吉川君提出の修正案は否決されました。それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

実態に配慮し、今後における燃料価格の動向に対応して、必要に応じ寒冷地手当加算額の適切な改善を行なうべきである。  
右決議する。

題名中「及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律」を削る。  
第一条の前の見出しを削る。  
第三条を削る。

第四一一四号 昭和六十三年十一月二十九日受  
理

○委員長 大城真順君 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧會政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決を行ひます。

○委員長(大城眞順君) ただいま永野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(大城眞順君) 多数と認めます。よつ

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

附則第八項中〔(第三条の規定を除く。)〕を削る。  
この修正の結果必要となる経費  
この修正の結果必要となる経費は、昭和六十四  
年度において約二十四億円の見込みである。

紹介議員 森山 真弓君  
この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。  
第四一四二号 昭和六十三年十一月三十日受理  
恩給改善に関する請願  
請願者 兵庫県氷上郡春日町棚原一五〇  
山本啓治

○委員長(大城眞順君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの決議に対し、高鳥総務厅長官から発言を求めておりますので、この際、これを許します。高鳥総務厅長官。

一、恩給改善に関する請願(第四〇八三号)  
一、共済年金改善に関する請願(第四〇八四号)  
一、退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願

第四一四三号 昭和六十三年十一月三十日受理  
共済年金改善に関する請願

請願者 兵庫県氷上郡春日町棚原一五〇  
　　山本啓治  
紹介議員 海江田鶴造君  
この請願の趣旨は、第一八〇六号と同じである。

第四一七四号 昭和六十三年十二月一日受理

退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願

　　請願者 栃木市入舟町二ノ三 茅島誠一

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

十二月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、スペイ防止のための法律制定に関する請願  
(第四三七三号)

一、退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願  
(第四四三六号)

第四三七三号 昭和六十三年十二月七日受理  
スペイ防止のための法律制定に関する請願(十通)  
(第四三七三号)

請願者 島根県松江市古曾志町七三四 中  
　　山哲夫 外六百七十二名

紹介議員 青木 幹雄君  
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四四三六号 昭和六十三年十二月八日受理  
退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願

請願者 福島県伊達郡保原町字城ノ内九ノ  
　　四 高橋良一 外二千九百九十九  
　　名

紹介議員 石原健太郎君  
この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

十二月二十日本委員会に左の案件が付託された。  
(予備審査のための付託は十一月二十二日)

一、一般職の職員の給与等に関する法律及び國家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案  
一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案